

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第63号

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「又は認定」の右に「(以下「許可等」という。)」を加え、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第3条第3項

第3条第2項中「申請者に交付する」を「その旨を申請者に通知する」に改める。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(申請の取下げ)

第4条 許可等の申請をした者は、前条第2項の通知を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

(許可又は認定を受けた後の変更)

第5条 建築主又は工作物の築造主は、許可等を受けた後に許可・認定申請書に記載した事項を変更しようとするときは、改めて許可等を受けなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

別記様式注以外の部分中「道路の敷地に」を「道路が敷地と」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(都市計画局建築指導部建築指導課)